但シ解雇セル場合ハ十四日以前ニ予告スルモノトス
第四十二条 辞職ノ場合ハ前項ノ三分ノ一ヲ支給スルモノトス
第四十三条 半年ノ本給ニ繰入ルルモノトス
常備及請負貸金ハ割戻スルモノトス
第四十四条 公傷ノ場合ハ左ノ慰藉金ヲ給与ス
(一) 拇指切断ノ場合ハ第一関節金五十円
第二関節ハ同額但シ末節壱割増
(二) 食指切断ノ場合ハ第一関節金十円
第二関節金三十円 第三関節金五十円
但シ其他ノ指ハ前項ノ同額
(三) 両手両足ノ場合ハ前項ノ外ニ慰藉スルモノトス
(四) 公傷ノ場合ハ全治ノ日ニ至ル迄日給全額
ヲ支給スルモノトス
(五) 再起見込ナキ者ト為リタル場合ハ終生ノ
生活安定ノ為此ニ於テ保証スルモノトス
第四十五条 従来ノ病気ノ為メ出勤不能者ニ一ケ月以上ハ
月末時ニ於テ常備貸金ノ半額ヲ支給スル
事ノ全慶シ尚全職工ニ対シ勤続年限ニ
拘ラス欠勤シタル者ハ常備貸金ノ半額ヲ
支給スルモノトス 但シ医師ノ診断書ヲ提出
スルコト
第四十六条 従業時間ハ従業ノ通リ
但シ始業時間ハ午前七時
終業時間ハ午後五時
定休ハ従業ノ日十五日ニ全休シ毎月曜